

# 日本臨床心理劇学会 資格審査細則

## I. 資格認定要件

日本臨床心理劇学会は、心理劇技能士、心理劇臨床技能士、心理劇認定指導士の 3 つの資格を設ける。

### 1. 資格申請要件

- (1) 日本臨床心理劇学会の会員である者(申請時に個人会員資格を有している)。
- (2) 特に申請資格があると常任理事会が認めた者。

### 2. 心理劇技能士

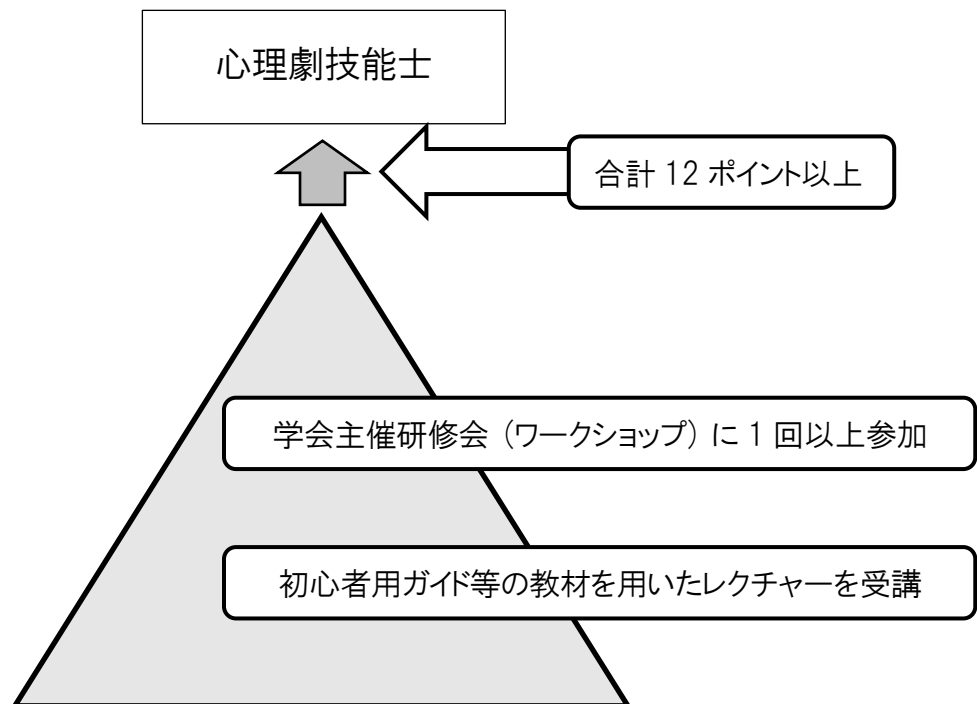
#### (1) 心理劇技能士の定義

心理劇技能士とは、心理劇に関する基本的な知識を有し、学会が認定した研修会において一定の時間以上の研修を受け資格認定委員会の審査で認められた者をいう。

#### (2) 資格申請要件

(ア) 以下の要件をすべて満たしている者。

- ① 当学会が認定した研修会で研修委員会が提示する初心者用ガイド等の教材を用いたレクチャーを受けていること。
- ② 当学会が主催する研修会(大会ワークショップ、夏季ワークショップ、その他のワークショップ)に少なくとも 1 回以上参加していること。
- ③ ポイント制度に基づくポイントを取得し、合計 12 ポイント以上を有していること。



### 3. 心理劇臨床技能士

#### (1) 心理劇臨床技能士の定義

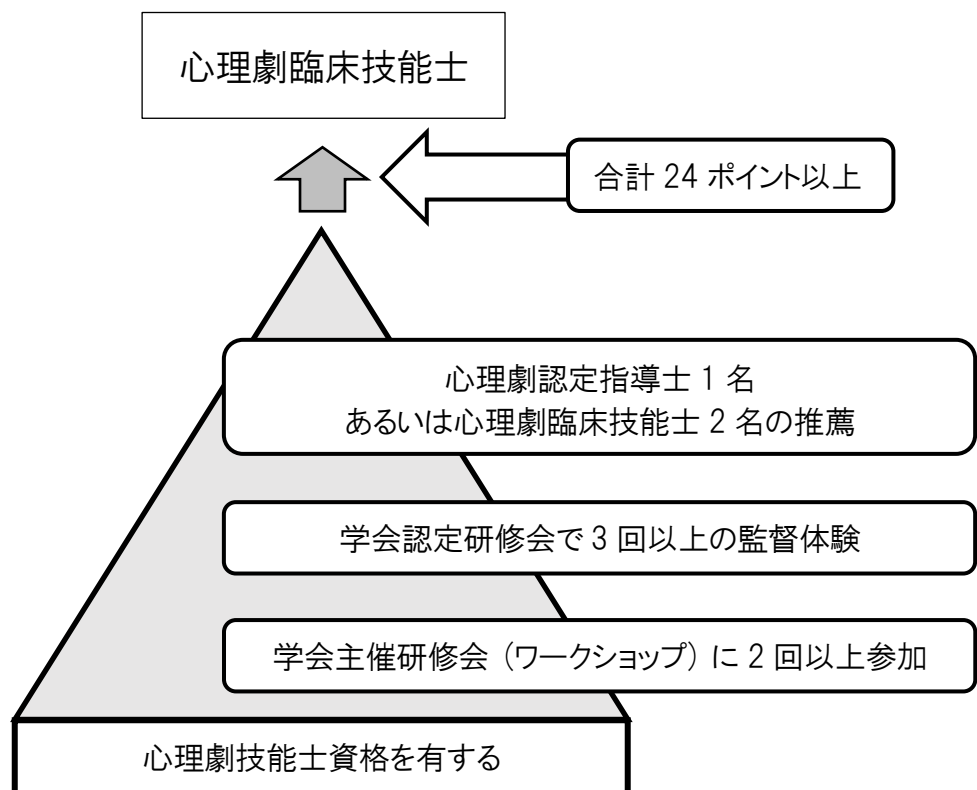
心理劇臨床技能士とは、心理劇に関する専門的な知識と臨床技能を有すると資格認定委員会の審査で認められた者をいう。

#### (2) 資格申請要件

(ア) 当学会認定の「心理劇技能士」資格を取得している者。

(イ) 以下の要件をすべて満たしている者。

- ① 当学会が主催する研修会(大会ワークショップ、夏季ワークショップ、その他のワークショップ)に2回以上参加していること。
- ② 当学会が認定した研修会で、心理劇認定指導士あるいは心理劇臨床技能士の指導の下での監督体験を3回以上体験していること。
- ③ ポイント制度に基づくポイントを取得し、合計24ポイント以上を有していること。
- ④ 心理劇認定指導士1名あるいは心理劇臨床技能士2名の推薦を得ていること。



## 4. 心理劇認定指導士

### (1) 心理劇認定指導士の定義

心理劇認定指導士とは、心理劇臨床技能士のうち、心理劇に関する全般的かつ専門的な知識と心理劇技能獲得のための実技指導、助言、示唆などの教育指導能力が優れ、以下の手続きにより認められた者をいう。

### (2) 手続き

日本臨床心理劇学会常任理事会において常任理事 1 名が推薦し、常任理事全員の賛成をもって承認される。

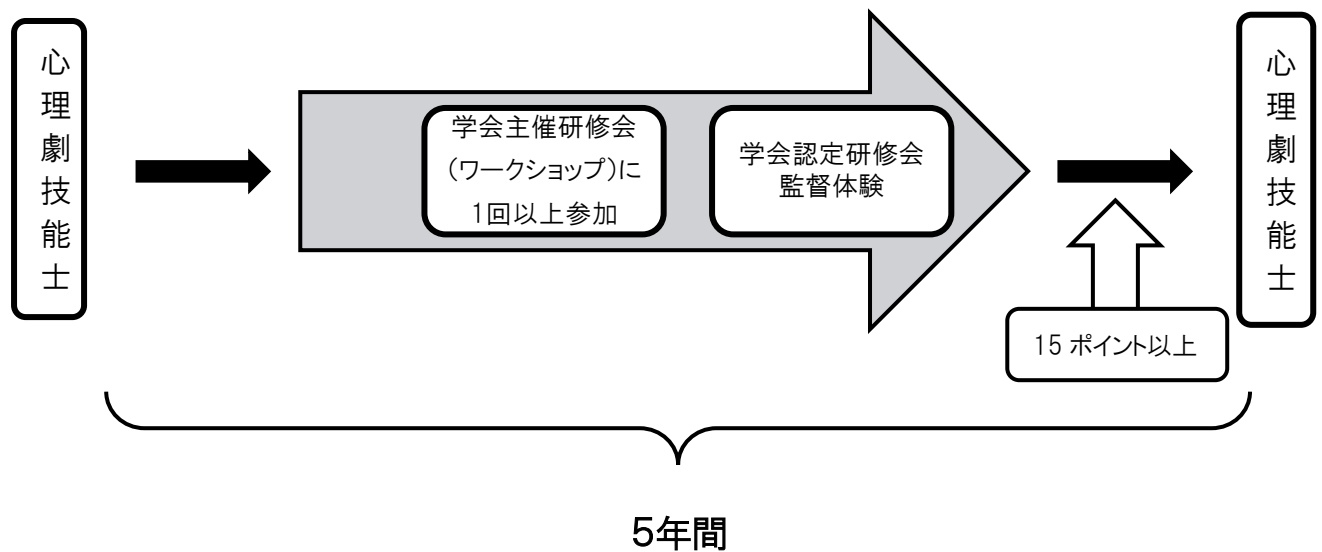
## II. 資格更新及び喪失の要件

### 【資格更新の要件】

心理劇技能士資格及び心理劇臨床技能士資格は 5 年ごと、資格審査委員会に更新料を添えて必要な資格更新申請を行った者に対して認定更新される。更新要件は資格取得(更新)後、以下の要件を満たすものとする。

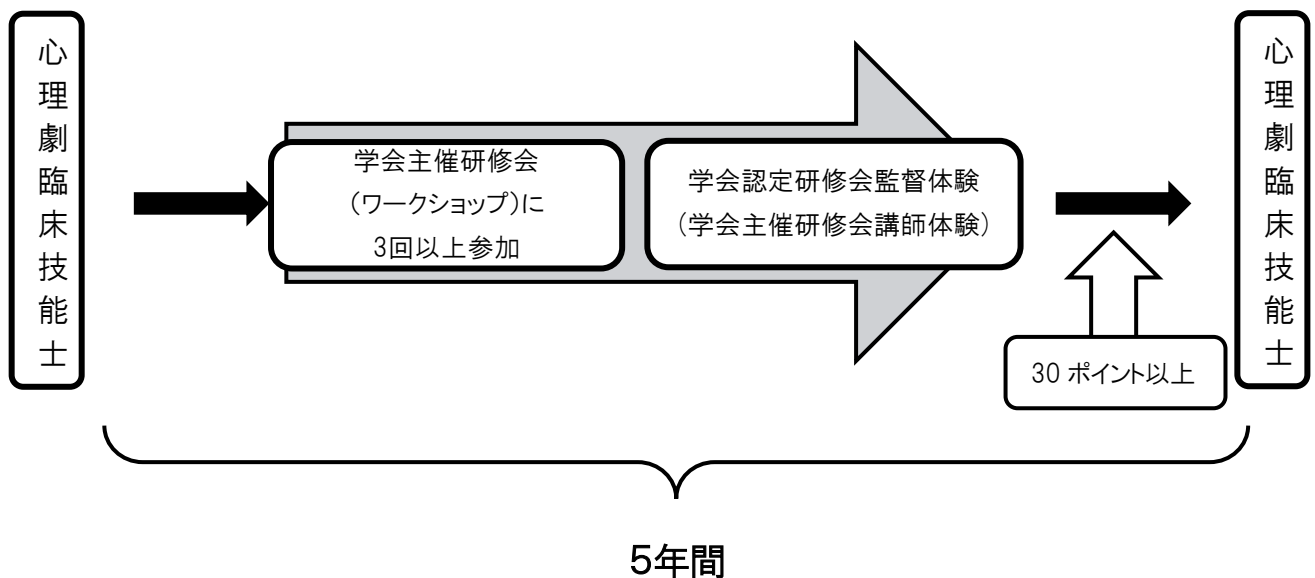
#### 1. 心理劇技能士更新

- (1) 日本臨床心理劇学会会員である者。
- (2) 心理劇技能士の資格を有している者。
- (3) 以下の要件を満たしている者。
  - ① 資格取得後、5 年間のうち当学会が主催する研修会に 1 回以上参加していること。
  - ② 5 年間のうち当学会が認定した研修会で心理劇認定指導士あるいは心理劇臨床技能士の指導の下での監督体験をしていること。
  - ③ 資格取得後、5 年間のうちにポイント制度に基づくポイントを取得し、合計 15 ポイント以上を有していること。



## 2. 心理劇臨床技能士更新

- (1) 日本臨床心理劇学会会員である者。
- (2) 心理劇臨床技能士の資格を有している者。
- (3) 以下の要件を満たしている者。
  - ① 資格取得後、5年間のうち当学会が主催する研修会に3回以上参加していること。
  - ② 5年間のうち当学会が認定した研修会で心理劇認定指導士あるいは心理劇臨床技能士の指導の下での監督経験、あるいは当学会が主催する研修会において講師体験をしていること。
  - ③ 資格取得後、5年間のうちにポイント制度に基づくポイントを取得し、合計30ポイント以上を有していること。



## 3. 心理劇認定指導士

心理劇認定指導士は終身資格とし、更新は不要である。

\*なお、心理劇技能士、心理劇臨床技能士資格者が長期海外留学、出産・育児等の特別な事由による休業のため、所定のポイントを取得できない場合、資格認定委員会の審議を経て、更新手続の延長措置等がとられることもある。

### 【資格喪失の要件】

学会員資格を喪失した時、倫理規定に違反したと認定された時、資格取得者自身による資格返上届が資格認定委員会に受理された時をもって喪失する。

#### 4. 資格申請料

心理劇技能士資格、心理劇臨床技能士資格の取得及び更新を希望する者は、日本臨床心理劇学会資格認定委員会事務局宛に必要な書類を提出する。

諸費用は以下の通りである。

- ① 心理劇技能士申請費用(認定後の登録料を含む):10,000 円
- ② 諸資格種別変更費用:5,000 円
- ③ 心理劇技能士、心理劇臨床技能士資格更新費用:5,000 円

#### 5. 認定取消

日本臨床心理劇学会資格認定委員会規定第 5 条により、認定が取り消されることがある。

### Ⅲ. 研修会(ワークショップ)の定義

学会が認定する研修会は、学会主催、地域認定、課程認定で行われるものをいう。

#### 1. 学会主催(原則 5 時間以上)

(1) 学会主催の研修会は以下の 3 種類とする。

- ① 年次大会ワークショップ
- ② 夏季ワークショップ
- ③ その他のワークショップ

#### 2. 地域認定

(1) 各地域や施設(病院や学校等)で開催される研究会、勉強会を指す。

- ① 上記の研究会、勉強会には責任者を置く。
- ② 責任者は、当学会が認定した心理劇認定指導士 1 名以上あるいは心理劇臨床技能士 2 名以上であること。

#### 3. 課程認定

(1) 大学または大学院における教育課程での心理劇演習を指す(つまり、授業で行われる心理劇演習のことを言う)。

- ① 課程認定は、心理劇臨床技能士以上の資格を有する者が責任者となる。

#### 4. 研修条件

(1) 心理劇のセッションは、以下の条件を満たすことが必要である。

- ① 1 回当たり 60 分程度であること。
- ② セッションの振り返り(レビュー)の時間はこれに含まず、別途行う。

(2) 1 セッションとは、心理劇の一連[第 1 相(ウォーミングアップ)～第 2 相(劇化)～第 3 相(シェアリング)]のことを指す。

(3) 各研修会においてセッション責任者は以下のことを管理する。

- ① 参加の有無。
- ② 監督体験の有無。
- ③ レクチャー受講の有無。
- ④ 参加者の体験の確認(各セッションでの参加者の参加状況が確認できる資料を作成のこと:様式自由)。

(4) 心理劇臨床技能士(2)(イ)②の「心理劇認定指導士あるいは心理劇臨床技能士の指導の下での監督体験を 3 回以上経験している者」に関して、「心理劇認定指導士あるいは心理劇臨床技能士の指導」とは、介入型の指導及び分離型の指導どちらも含まれる。

## IV. ポイント制度

資格認定における心理劇の研修体験をポイント化し、受講者が取得できるようポイント制度を定める。また、各資格要件にポイント制を導入し、資格認定の基準とする。

### 1. 学会主催

- ① 参加ポイント：6ポイント
- ② 講師ポイント：5ポイント（参加ポイントに加算できる）

### 2. 地域認定

- ① 1セッションの参加ポイント：1ポイント  
（1回の研究会・勉強会で2セッションあれば、2ポイントとなる）
- ② 責任者ポイント：3ポイント（責任者として1研修開催につき3ポイント）

### 3. 課程認定

高等教育機関における心理劇演習（1コマの授業時間90分）での  
1コマ：1ポイント  
（60分程度のセッションとフィードバック(振り返り)+講義=1ポイント）

### 4. 監督体験

学会認定の研修会において心理劇認定指導士あるいは心理劇臨床技能士の指導の下での監督体験ポイント：5ポイント

### 5. 臨床実践体験

臨床現場において心理劇認定指導士あるいは心理劇臨床技能士の指導の下での心理劇の臨床実践体験：半年間で3回以上の実践体験で1ポイント（役割は問わない）

### 6. 発表・投稿

- ① 学会での発表ポイント：2ポイント（日本臨床心理劇学会の学術大会）
- ② 学会誌への投稿ポイント：3ポイント（日本臨床心理劇学会の学会誌）



## V. 学会主催、地域認定、課程認定研修会事前申請・報告

### 1. 学会主催

- ① 事前申請は必要なし。
- ② 学会ならびに研修委員会は研修修了証明書を発行する。
- ③ 各参加者がこれを各自保管する。

### 2. 地域認定

- ① 毎年度、資格認定委員会が定めた様式に則り事前申請を行い(前年度 1 月末締切)、資格認定委員会の承認を得る(前年度 3 月末までに承認の通知を行う)。
- ② 責任者は研修会実施後、所定の様式に従い実績報告書を提出する(1 月末締切)。

### 3. 課程認定

- ① 毎年度、資格認定委員会が定めた様式に則り事前申請を行い(前年度 1 月末締切)、資格認定委員会の承認を得る(当該講義のシラバスを添付する。締め切りは前年度 3 月末)。
- ② 責任者は授業講座全行程終了後、1 カ月以内に所定の様式に従い実績報告書を提出する。